

研究報告

まちづくり交付金の効果的な活用事例に関する調査



伊藤 伸一

都市・住宅・地域政策
グループ
首席研究員



佐々木 正

情報・企画部
上席主任研究員

はじめに

平成16年度に改正された都市再生特別措置法では、市町村はまちづくりの目標やその達成のために必要な事業等を定めた都市再生整備計画を作成することができるとされ、この都市再生整備計画に基づく事業等の実施に要する経費に充てるために、国は市町村に対し交付金を交付することができるとされている。

平成16年度から21年度にかけては、この交付金を「まちづくり交付金」と呼び、全国872市町村1705地区の都市再生整備計画に対し交付され、それぞれの地域において歴史・文化・自然環境等の特性を活かした個性あふれるまちづくりが展開されてきた。

平成22年度から国土交通省所管の地方公共団体向け個別補助金は、「社会資本整備総合交付金」として原則一括して交付されることになったが、従前の「まちづくり交付金」については「都市再生整備計画事業」として、「社会資本整備総合交付金」の基幹事業の1つに位置づけられた。これにより、市町村等は「都市再生整備計画」を作成し、それを「社会資本整備総合計画」に記載することにより、「社会資本整備総合交付金」の交付を受け、これまでの「まちづくり交付金」と同様に活用することができるものである。

本調査は、これまでの「まちづくり交付金」を活用して、都市再生整備計画に基づくまちづくりを展開してきた地区のなかから、特にまちづくりのアイデアやまちづくりの進

め方として参考となる活用事例を抽出して、実例集として整理したものである。

研究内容及び成果

1 活用事例抽出の視点

実例集の作成にあたっては、優良な活用事例について現地調査及び関係者へのヒアリングを実施しているが、単なる調査記録・ヒアリング記録集を取りまとめた実例集ではなく、“こんなことに都市再生整備計画が活用できる”、“こうすると都市再生整備計画を上手に活用できる”という、まちづくりのノウハウ面を重視して整理を行った。

(1) こんなことに都市再生整備計画が活用できる～まちづくりのテーマ別 取り組み事例

交付金を効果的に活用した個性あふれるまちづくりの推進を図ることを目的として、まちづくりのテーマ別にまちづくりのアイデアや相乗効果を発現するような事業の組み合わせなどを考える上で参考となる事例を整理した。

(2) こうすると都市再生整備計画を上手に活用できる～まちづくりのプロセス別 取り組み事例

地域が主体となった持続的なまちづくりの推進を図ることを目的として、まちづくりのプロセスをPDCAサイクルの段階（都市再生整備計画の作成、事業の実施、事後評

注）「社会資本整備総合交付金」¹⁾は、地方公共団体等が行う社会資本の整備その他の取り組みを支援することにより、交通の安全の確保とその円滑化、経済基盤の強化、生活環境の保全、都市環境の改善及び国土の保全と開発並びに住生活の確保及び向上を図ることを目的とするものである。

地方公共団体等が作成した「社会資本整備総合計画」に基づく事業等の実施に要する経費に充てるために国が交付する交付金であり、

「活力創出基盤整備」、「水の安全・安心基盤整備」、「市街地整備」、「地域住宅支援」の4つの政策分野ごとの「基幹事業」、及び「関連社会資本整備事業」並びに「効果促進事業」が交付対象事業となっている。

従前のまちづくり交付金における基幹事業及び提案事業は、「都市再生整備計画事業」として一体として「市街地整備」政策分野の基幹事業に位置づけられている。

価、改善策や今後のまちづくり方策の検討等）ごとに、各プロセスにおける住民との協働や行政の取り組みなどについて参考となる事例を整理した。

なお、事例集の主な読者層として、市町村の首長及びまちづくり担当者、まちづくりに関心の高い地域の市民団体・関係団体等を想定し、活用事例のテーマごとに見開きページで読めるように簡潔に整理した。

2 活用事例を抽出する具体的なテーマ

まちづくりのノウハウ面を重視した2つの視点において、それぞれ活用事例を調査・収集するにあたり、次のような切り口や既往調査等を活用して、具体的な事例調査対象地区を選定した。

(1) 都市再生整備計画の目標類型

国土交通省では、都市再生整備計画の大まかな活用動向を把握するために8つの目標類型（中心市街地活性化、防災、少子高齢化への対応、人口定着、観光・交流、アメニティの向上、交通利便性の向上、地域コミュニティの形成）を設定している。これを、まちづくりのテーマ別事例抽出の参考とした。

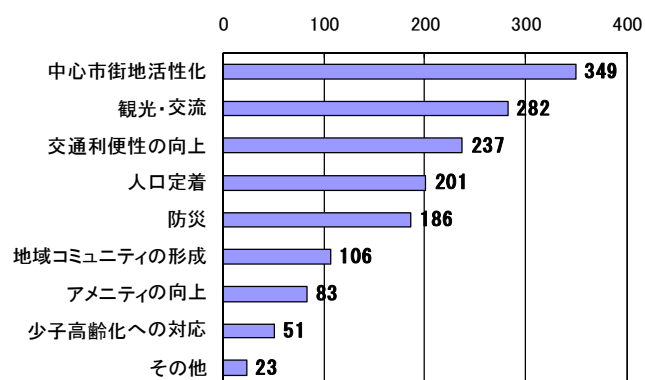


図-1 目標類型ごとの実施地区数²⁾

(2) 近年のまちづくりのニーズに応じてまちづくり交付金制度が拡充された分野

中心市街地の活性化、歴史的・文化的資源を活用したまちづくり、環境まちづくり、公共交通の確保など、近年、国として特に市町村を支援していく施策分野についても、まちづくりのテーマ別事例抽出の参考とした。

なお、これらの施策分野については、まちづくり交付金では、都市再生整備計画の区域が一定の条件を満足してい

る場合に、通常は最大40%となっている交付限度額を最大45%に拡充する支援を行っている。

- ・ 中心市街地の活性化に関する法律（平成 10 年法律第 9 号）の規定に基づき認定を受けた、いわゆる「認定中心市街地活性化基本計画」の区域。
- ・ 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成 20 年法律第 40 号）の規定に基づき認定を受けた、いわゆる「認定歴史的風致維持向上計画」の区域。
- ・ 内閣総理大臣により選定された「環境モデル都市」（候補を含む）内で、先導的都市環境形成促進事業制度要綱（平成 20 年 4 月 1 日国都市第 491 号）の規定に基づき認定を受けた、いわゆる「認定都市環境形成計画」の区域。
- ・ 都市・地域総合交通戦略要綱（平成 21 年 3 月 16 日国都街第 77 号）の規定に基づき認定を受けた、いわゆる「認定都市・地域総合交通戦略」、及び、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 19 年法律第 59 号）の規定に基づく認定をうけた、いわゆる「認定軌道運送高度化実施計画」又は「認定道路運送高度化実施計画」の区域。

(3) まちづくり交付金の事後評価を参考とした情報

まちづくり交付金では、市町村は交付最終年度に必ず事後評価を行うこととされている。事後評価においては、都市再生整備計画に記載した「目標を定量化する指標」等を用いてまちづくりの成果を把握するだけでなく、モニタリングの実施、住民参加の実施、持続的なまちづくり体制の構築など交付期間中の取り組みも評価するほか、評価結果を住民に公表すること、まちづくり交付金評価委員会の審議を受けるなど第三者の意見も事後評価に反映させることとなっている。

また、まちづくり交付金の交付期間はおおむね3～5年間であるが、交付期間終了後も、交付金による整備効果の持続を図っている地区や、まちづくりの経験を踏まえて継続して第二期の交付金事業に取り組んでいる地区もある。

こうした事後評価結果を活用して、“こうすると上手に活用することができる”事例を抽出する参考とした。

(4) まち交大賞の受賞地区

「まち交大賞」とは、都市再生整備計画の策定や事業の実施、事業の評価等において優れた地区を対象として表彰し、関係者の栄誉をたたえとともに受賞地区の事例を全国に幅広く紹介することにより、都市・地域の再生を促進することを目的に、まちづくり情報交流協議会が実施しているものである。

総合賞と部門賞があり、受賞した地区は、まさに地域の創意工夫を活かしたまちづくりの優良事例であることから、事例抽出の参考として受賞地区の情報を活用した。

(5) 既往調査において整理された事例

国土交通省が過年度に実施したまちづくり交付金にかかるいくつかの既往調査があるが、例えば、平成20年度にまちづくり交付金の政策レビューに関連して実施した「まちづくり交付金制度の効果等の把握に関する検討調査」（JICE受託業務）では、まちづくり交付金の効果を検証する地区、まちづくり交付金の課題を検証する地区をそれぞれ抽出し、ケーススタディを行っている。こうした既往調査も事例抽出の参考として活用した。

以上の5つの視点から具体的な事例抽出のテーマを24種類設定し、それぞれに典型的な地区を選定した。

(図-2 参照)

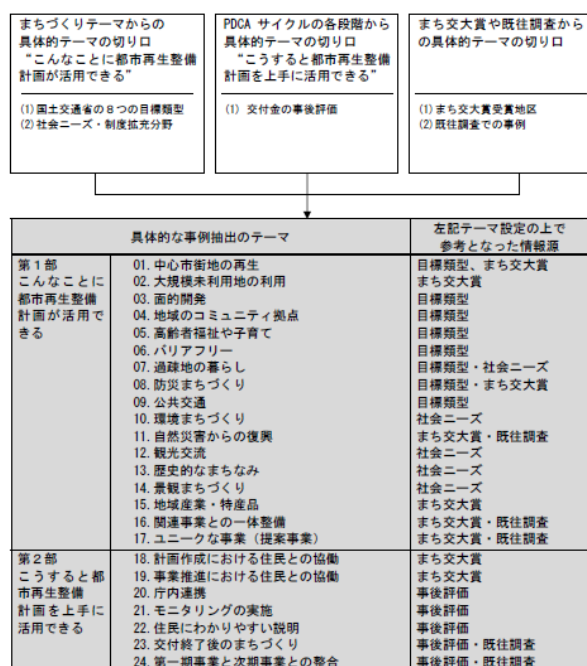


図-2 具体的な事例抽出の流れ

・「コミュニティの再生による中心市街地への集約再編」

基本的なコンセプトは、「高齢者は、半径400mに後期高齢者が生活するための装置があれば、自分で暮らすことができる」という考え方から、「年をとっても安心して暮らせるまちの実現」を柱の一つとして設定し、中心市街地のスクラップ&ビルドを実施し、やる気のある商業者や公営住宅の整備、病院や保健福祉センターとの動線強化を図った。

また、地域に残されていた赤レンガ倉庫(昭和12年築)を既存建造物活用事業により再生し、中心市街地の交流拠点である「たべもの交流館」として整備した。



写真-1(左):「たべもの交流館」

写真-2(右):「たべもの交流館」内のキッチンを楽しむ会

(2) 高齢者福祉・子育て

『愛知県安城市』

・「多世代交流による賑わいの創出」

当初別々に計画されていた老人福祉センターと保育園を、まちづくり交付金を活用し複合施設として一体的に整備した。施設のエントランス部は、両施設の共通の入口とし、また、ガラスを多用することで、お互いの活動が見えるように工夫されている。さらに園児のお遊戯会や老人福祉センター利用者の作品展示などにエントランスを活用し、高齢者と園児の交流を促進させている。

こうした老人福祉センターと保育園の一体型の施設が、土地区画整理事業の起爆剤となり、今後のまちづくりの進展が期待されている。



写真-3(左):福祉センター(右側)と保育園(左側)の複合整備

写真-4(右):両施設共通のエントランス

3 活用事例の分析

3-1 活用事例

実例集において整理した活用事例のいくつかについて紹介する。

(1) 中心市街地の再生

『北海道上川町』

(3) 景観まちづくり

『高知県梼原町』

・「地域の資源を活かしたやすらぎのあるまちづくり」

国道の拡幅事業を契機とし、住民自らが「たくみの会」という住民組織を発足させ、景観まちづくりを進めた。

地域の特産品である木材を活用し、地域の景観を特徴づける木橋を整備し、ストリートファニチャーは、地域の文化・伝統資源である「神楽(かぐら)」をテーマとした。中でも街路灯については、4～5 種類を試験施工した上で住民が選定していった。



写真-5(左):地場材を活用した街路灯

写真-6(右):地場材を活用した木橋

(4) 事業における住民との協働

『愛知県犬山市』

・「城下町の街並みを保全しつつ活性化」

中心部の道路の拡幅問題をきっかけとして、沿道の住民が自ら街並みの保全やコミュニティの維持に取り組むようになった。「どうしたらいいか考えましょう」というスタンスで、住民主体のまちづくり委員会を主役とし、行政は、黒子に徹して検討が進められた。通りごとに祭りの際に「車山(やま)」を繰り出して競い合う風潮があり、通りごとに街並みの整備や保存についてもお互いが切磋琢磨し、競い合って地区ごとの魅力向上が進められた。



写真-7(左):城下町の風情を残すクラック状の道路の美装化

写真-8(右):修景された建物

(5) 交付終了後のまちづくり

『北海道砂川市』

・「NPO 法人の独自企画で地域交流センターを運営管理」

駅周辺整備の中核となる施設である地域交流センターの運営方法等を検討する準備会が、市民団体の代表者により設立された。その中で市民による運営の可能性について検討を重ねていく間に、市民側が、「使わせてもらう」という意識から「使いこなす」という意識に変わっていき、設計変更などの提案が行われた。この準備会が発展し、NPO 法人が設立され、まちづくり交付金により整備された地域交流センターの指定管理者となり、管理運営を実施している。

運営に当たっては、プロのアートコーディネーターの協力により、芸術・文化活動等の自主事業が積極的に展開されている。

☆ 運営組織 NPO 法人 ゆう の特色 ☆ ■ 文化芸術のスペシャリスト、アートコーディネーターがいます

運営組織 NPO 法人 ゆう に
は、舞台美術や市民文化活動の
専門家であるアートコーディネ
ーターがいます。

地域交流センター ゆう を利
用する際には、アドバイスや相
談をさせていただきます。

地域交流センター ゆう は、単なる地域の文化的シンボル
としての建物というだけでなく、「人を中心におく」コミュニ
ケーションの広場としての施設でもあります。

人々が集い、独創的で魅力あふれるまちづくり、自由な発
想と豊かな感性、地域のもつオリジナリティあふれる文化活
動のプランを一緒に考えていきませんか。

目指すものは、「吾心地のよい環境づくり」です。



アートコーディネーター
太田 寛正

■ アートコーディネーター 太田寛正氏 経歴 ■
1945年 横浜生まれ
1963年 第1回入学生徒会議員選挙で学生会長に就任
(明徳義塾)
1971年 北海道学生連合会幹事に就任。以後、札幌
学生年金会・札幌市学生会幹事としてあゆ
む。ステージ・デザインに参画し、多くの企
画・演出を手がける
1994年 30 年にわたる劇場の管理・運営・舞台
美術の経験を生かし、劇場コンサルタント
「劇場市プランニング」を設立。
現在、同社代表取締役社長。
同年、札幌市市民文化振興会委員
1998年 北海道文化振興
センターアートコーディネーター就任
2002年 北海道立大学 非常勤講師
その他 北海道立美術館理事・元北海道
立美術館館長・札幌市芸術
文化財団芸術の森事業部専門委員

図-3 NPO 法人のパフレット

3-2 活用事例のアイデア・工夫の整理

実例集として整理した対象地区の取り組みの経緯や内容、実施プロセスにおいて、住民との協働や適切な事業の組み合わせなど、まちづくりの課題解決に導くアイデアや工夫について整理を行った。

(1) 計画段階でのアイデアや工夫等

- ・住民等が協議会などに参加して自らまちづくり構想を作成し、その構想実現のために必要な施策を行政が都市再生整備計画に位置づけている。（行政が黒子役に徹している）
- ・ハードの基幹事業は行政主導、ソフトの提案事業は地域主導と分けて、官民協働でまちづくりが促進できるように事業を組み合わせている。
- ・まちづくり事業への賛否を問うアンケートを実施するなどして、事業の周知と合意形成を図っている。

(2) 事業実施段階でのアイデアや工夫等

- ・ワークショップ、社会実験などの住民参加を通じて、住民にも自分たちが住む地区のまちづくり参加しているという満足感が生まれている。
- ・住民の意見を都市再生整備計画の変更に反映させている。
- ・都市再生整備計画に複数の関係各課の所管事業が含まれているなかで、円滑に事業が推進できるよう、まちづくり交付金の統一窓口を設けて連絡調整を行っている。
- ・モニタリング（中間評価）を実施することで、数値目標の修正や事業の追加・削減など都市再生整備計画の適切な見直しが行われている。

(3) 事後評価での工夫・アイデア等

- ・公表にあたって、ホームページだけでなく、要点をまとめたチラシを対象地区全戸に配布したり、まちづくり交付金評価委員会の議事録を公表するなど、積極的に情報公開を行っている。
- ・まちづくり交付金評価委員会を複数回開催して、事後評価の実施主体である市町村と中立的な第三者である委員会とが当該地区の状況について認識を共有するとともに、それを背景に、まちづくりの成果と今後のまちづくり方針について議論を尽くしている。
- ・第一期に継続して第二期計画を予定している場合、事後評価の手続きと同時に第二期計画を作成し、公表やまち

づくり交付金評価委員会において審議を行うことにより、第二期計画の合意形成とともに前後のまちづくりの継続性、整合性を図っている。

(4) 持続的なまちづくりのための工夫・アイデア等

- ・計画段階や交付期間中から住民等との協働の取り組みが行われていると、事業終了後は地域主導でまちづくりを進めていくという意識が住民等に生まれている。
- ・地域交流センター等の施設については、指定管理者が単なる維持管理を行うだけではなく自主企画により収益を得て活動を継続させるなど、交付期間中から既に施設完成後の活用を見据えた計画を検討している。

4 活用事例集の製作

収集した事例をとりまとめ、特にまちづくり交付金を未活用の市町村において、活用意識が高まるように、わかりやすい活用事例集としてとりまとめた。

事例については、図-2で整理したテーマ毎に、図-4の記載要領でとりまとめた。

■まちづくりの背景・経緯
・事例地区における当該テーマに関係するまちづくりの経緯を簡潔に紹介します。

■まちづくりの工夫・ノウハウ
・事例地区における当該テーマに関係するまちづくりの特徴的な取り組みを簡潔に紹介します。

■まちづくりの成果
・まちづくり交付金の取り組みによって、どのような成果が得られたか簡潔に紹介します。

■コラム ■類似事例
・当該テーマに関係する補足情報をコラムとして、類似地区の取り組みを類似事例として簡潔に紹介します。

04. 地域のコミュニティ拠点をつくる

都市再生整備計画により、市民活動の拠点となる生涯学習センターをはじめ、住民センター、児童館、農業振興施設など、地域のコミュニティ拠点の整備を進めることができます。

事例 市民活動を促進する中心的な生涯学習センターの整備
大阪府大阪市「住道駅周辺地区」(平成16~20年度)

こんなまちづくりを目指しました	・JR住道駅に直結する立地条件を活かし、学びの場、人材ネットワーク支援等地域コミュニティの形成を図るため、市民の交流できる場としての地域交流センターを整備し、まちづくり活動を支援する。
目標を指標で表しました	・NPO活動団体数
目標達成のためにこんな事業を実施しました	・地域交流センター整備事業＝高次都市施設(整地) ・公共施設等管理運営調査事業＝事業活用調査(建築) ・住宅市街地総合整備事業(国庫)

まちづくりの背景・経緯

- ・大阪市では、まちづくりへの住民参加の意欲が高まっており、さらなる参加を促進する環境を整備するため、従前からある生涯学習施設とは異なる中心的な施設が必要になりました。
- ・平成16年11月に大阪市社会教育委員会より「全市学習館としての生涯学習センターのあり方」について審議がありました。

まちづくりの工夫・ノウハウ

- ・中心的な生涯学習センターは、市の広域であるJR住道駅南口の建物の一部を活用しており(建物は住宅市街地総合整備事業により整備)、デッキを通じて駅と直結しています。
- ・センターの床舗入や内装・設備について、まちづくり交付金を活用しました。
- ・社会教育委員会の審議とは別途に、平成16年度に公事で市民8名(NPOの代表者を含む)による「市民参画型テーブル」を設け、生涯学習センターの機能を具体的に検討しました。
- ・テーブルの検討のなかで、情報発信機能が必要であるという議論になり、LED表示板を設置し、公共情報だけでなく、市民団体活動の情報提供を行い、活動促進を図っています。
- ・センターには各種会議室のほか、登録しているNPOや市民団体の事務局機能が担えるよう、私書箱やFAX、少人数会議室などが備えられています。
- ・指定管理者はNPOではありませんが、NPOの活動を広く紹介するという主旨のもと毎月NPOを招いてサロンを開催しています。

まちづくりの成果

- ・会議室の稼働率は、50~60%と高く、希望する時間帯への予約がとりにくい状態にあります。
- ・NPO団体の数が、平成15年当時は15団体から平成20年度末には25団体まで増加しました。

写真 登録団体の事務局活動ができるスペース

《連絡先：大阪府大阪市都市政策課 TEL072-972-2181》

■タイトル・地区名
・事例地区において当該テーマに対応する代表的な取り組みをタイトルとしました。
・都市名・地区名・交付期間を掲載しています。

■目指すまちづくり、指標や事業
・事例地区における当該テーマに関係するまちづくりの目標や考え方を掲載しています。
・それに対応する主な指標を掲載しています。
・その指標に対応して実施する主な事業を掲載しています。

■写真や資料
※特に出典を明記していない場合には、現地調査において撮影した写真や独自に作成した資料です。

図-4 事例記載要領

おわりに

「まちづくり交付金」が「都市再生整備計画事業」として「社会資本整備総合交付金」の基幹事業の1つになったとしても、「都市再生整備計画」を作成することにより、地域の資源を活かした独自のまちづくりを進めていこうとする市町村等にとっては、使い勝手がよい制度である。

しかしながら、まちづくり交付金を活用したことのない市町村も多くあり、特に人口規模の小さい市町村において活用割合が比較的低いことが過年度調査で明らかになっている。最近までまちづくり交付金制度を活用してこなかった市町村の担当者によれば、まちづくりの専門の部署がないため、国や都道府県からまちづくりに関する情報がなかなか伝わりにくいという意見もあった。

そのため、本調査で取りまとめた活用事例集については、冊子として広く都道府県・市町村に配布するとともに、国土交通省のウェブサイト上でも公表³⁾し、行政だけでなく、まちづくりに関心ある住民の方々、NPOや商工会などのまちづくりに関係する団体の方々にも幅広く情報発信を行

うことで、「都市再生整備計画事業」が多様なまちづくりテーマで活用することができ、事業制度としての使いやすさや効果などについて知っていただき、より多くの地域で、まちづくりのうねりが広がっていくことを期待するものである。

最後に、今回の事例調査にご協力いただいた自治体関係者等調査にご協力いただいた多くの方々、関係者に感謝を申し上げます。

参考文献

- 1) あらまし「社会資本整備総合交付金(仮称)」平成22年3月 国土交通省
- 2) まちづくり交付金制度の効果等の把握に関する検討調査 平成21年3月 国土交通省
- 3) http://www.mlit.go.jp/crd/crd_machi_tk_000041.html